

林産企業等の木材需要者による分収造林設定について

国有林における分収造林の新規設定に当たっては、これまで地域住民の生活の安定、林業の振興や国民参加の森づくりの推進、また、「法人の森林」制度を活用した企業等による設定に努めてきたところですが、今般、これらの取組に加えて製材・チップ用や燃料用木材等の安定確保を目的とした分収造林の設定を推進していくこととしました。

九州国有林の人工林では資源の成熟化が進む中、国産材自給率の向上に向けた製材工場の大規模化や合板用材への需要増、発電用としての木質バイオマス資源の需要の高まりなど国産材資源の確保に向けた動きが活発化しています。

現在、木材関連企業における木材の調達については、木材市場での購入や国有林等の協定取引、立木の買い入れなど多種多様となっておりますが、将来的な木質資源の安定確保という観点からは、分収木を契約者が購入できる分収林制度の活用も企業経営の一助になるものと考えているところであります。

このようなことから、各企業等におかれましては、下記留意事項を参照いただき今回の公募地の積極的な活用についてご検討され応募いただきますようお願い申し上げます。

記

林産企業等の木材需要者による分収造林の設定に係る留意事項

1. 契約相手方の範囲

製材工場、合板工場等の林産企業、キノコや薪炭の生産者、造園、土木、バイオマス資材等を扱う企業。

2. 収益分収の割合

今回の公募地については「天皇陛下御即位記念分収造林」として取り扱うことから、分収造林契約に係る国と造林者の収益分収の割合を、国100分の20、造林者100分の80として定めます。

3. 契約の条件

分収造林制度は、地元施設制度としての位置付けがあることから、契約相手方が契約箇所地域外に所在する場合は、地域の林業事業体等へ造林等の作業を委託するなど、契約地の地域住民の雇用が図られるよう努めることとし、契約相手方から造林等の実施報告を受ける際には作業の実施主体等などについても報告していただくこととなります。

4. 造林作業等への補助について

造林作業等に活用できる国庫補助については、林野庁ホームページ（以下のURL参照）の資料等をご覧いただくとともに、具体の補助申請については、都道府県に対して行うこととなります。

(参考) 森林整備事業について

http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html

5. その他

台風等の災害による森林損害への備えとして、森林保険の加入を推奨します。詳しくは、最寄りの森林組合、森林組合連合会へご相談下さい。

(別添 森林保険パンフレットをご参照下さい。)



昭和から平成、そして令和へ。

森林 保険

台風・山火事等の災害による
森林の損害への備え

昭和12年に森林所有者の皆様の声により生まれた
公的な保険制度である森林保険は、80年以上にわたり森林の災害に備える
唯一のセーフティネットとして皆様と共に歩んで参りました。

加入できる森林は？

人工林を対象として
います。

誰でも申し込める？

個人、法人を問わず
どなたでもお申し込み
いただけます。

相談・申込先は？

最寄りの森林組合、
森林組合連合会に
お気軽にご相談下さい。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 (興和川崎西口ビル9階)

TEL:044-382-3500 URL:<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>



台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。



森林保険イメージキャラクター
マモルくん

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するもので、森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金のお支払いの対象となる8つの災害



保険金のお支払い例

水 害		◆我が国で多く発生する台風などに伴う豪雨は水害の主な原因となります。	豪雨による水害で46年生のスギが流された場合…	▶契約面積：17.05ha ▶実損面積：2.94ha ▶付保率：70%	お支払いした 保険金 約 636万円	1ha 当たり お支払いした保険金 約 216万円 年間保険料 6,489円
雪 害		◆間伐直後の森林は、雪害や風害などの被害にあう危険性が高くなります。	豪雪により54年生のスギに幹折れや幹曲がりなどの被害が発生した場合…	▶契約面積：6.23ha ▶実損面積：2.14ha ▶付保率：100%	お支払いした 保険金 約 685万円	1ha 当たり お支払いした保険金 約 320万円 年間保険料 9,600円
干 害		◆植栽後、樹冠が閉鎖するまでの間(1~20年生)は火災、干害、凍害などの被害を受けやすくなります。	乾燥により、植栽直後の1年生のヒノキが枯れた場合…	▶契約面積：6.04ha ▶実損面積：1.75ha ▶付保率：100%	お支払いした 保険金 約 177万円	1ha 当たり お支払いした保険金 約 101万円 年間保険料 2,727円

- ◆保険料は地域による区分や払込み方法によって変わります。
 - ◆お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって決まります。
 - ◆壮齡林(スギ60年生以上、ヒノキ65年生以上、広葉樹35年生以上など)では木材の市場価格の動向で保険金変動します。
- ※写真はイメージです。

あなたの希望に沿ったスタイルで ご契約いただけます。

森林保険に
加入していると
安心だね!



ご契約の例 (地域区分がBの場合)

保険金額(契約金額)及び保険料は、樹種、林齢、契約面積、契約期間等によって異なりますが、契約面積1ヘクタールについての補償プランの事例は次のとおりです。

CASE 1		長期の一括支払いでお得! スギ 付保率100% 1年生から5年間契約					
林 齢	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	 付保率 100%	
保険金額	101万円	119万円	144万円	166万円	188万円		万が一のときのお客様への補償限度額
毎年の分割払い (継続割引適用)	4,332円	4,950円	5,990円	6,905円	7,820円	5年間で 29,997円	お客様にお支払い頂く金額
5年一括払い	Price Down 5年一括払いの場合 2,553円 お得!					5年間で 27,444円	

CASE 2		間伐後の災害に備えた加入もオススメです! ヒノキ 付保率50% 35年生から5年間契約					
林 齢	35年生	36年生	37年生	38年生	39年生	 付保率 50%	
保険金額	159万円	171.5万円	171.5万円	171.5万円	171.5万円		万が一のときのお客様への補償限度額
毎年の分割払い (継続割引適用)	5,119円	5,350円	5,350円	5,350円	5,350円	5年間で 26,519円	お客様にお支払い頂く金額
5年一括払い	Price Down 5年一括払いの場合 2,072円 お得!					5年間で 24,447円	

CASE 3		ご予算を優先! 付保率を変えることによりご予算に合わせてご契約いただけます。		
条 件	ご予算:約4千円/年	ご予算:約3千円/年	ご予算:約2千円/年	
◆ 樹種:スギ	保険金額:1,010,000円	保険金額:808,000円	保険金額:505,000円	
◆ 林齢:1年生	付保率:100%	付保率:80%	付保率:50%	
◆ 面積:1ha	保険料:4,332円	保険料:3,466円	保険料:2,166円	
◆ 保険期間:1年	付保率 100%	付保率 80%	付保率 50%	

保険料の計算は、森林保険センターのホームページからも行えます。

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>

森林保険

検索



地域区分……………保険事故発生危険度の地域による相違により、保険料率の適用地域区分をA・B・Cに区分しています。
 付保率……………標準金額に対する保険金額の割合です。お客さまご希望の付保率によりご加入いただけます。例えば50%加入(付保率50%)は標準金額に対する保険金額を50%にすることにより、保険料も50%となります。
 標準金額……………個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準により算出するもので保険金額の上限となります。
 保険金額の標準…あらかじめ森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。ただし、契約対象となる個別の森林毎に評価することも可能です。

2019年4月からの改定制度の内容について

- ①保険料率の見直し
- ②継続・花粉症対策苗木割引の新設
- ③長期割引率の見直し
- ④複数契約の始期日を統一する仕組みの導入

保険料及び保険金額

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.29円～5.36円)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(5年生以下・6年生以上)に定めています。保険金額は、標準金額を上限として任意に設定できますので、詳しくは最寄りの森林組合等までご相談ください。保険料は、損金算入することができますので、詳しくは税理士等にご相談ください。

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

〈保険金支払いの対象とならない損害〉

- 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

〈保険金支払責任を負わない場合〉

- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

お申込みの流れ

①お申込みのご相談

まずは、最寄りの森林組合、又は森林組合連合会まで、ご相談ください。

ご相談時にはお見積もりに必要となる以下の項目をお知らせください。

森林が所在する都道府県 樹種 林齢 面積

②契約内容のご提案

ご相談内容に応じて、お見積もりをご案内させていただきます。

③お申込み

お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。

お申込みにあたっては、必ず、[森林保険契約重要事項説明書](#)をご確認ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

※保険期間の始期(希望日)の設定については、申込時に窓口にご相談ください。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りいたします。

※保険証書は大切に保管してください。

保険金の受け取り手続き

①災害発生の確認

ご契約地で災害が発生した場合は最寄りの森林組合、又は森林組合連合会までご連絡ください。

②森林保険損害発生通知書の提出

森林組合等からの案内に従って、損害発生通知書にご契約の証書番号、災害種などをご記入のうえ、ご提出ください。

③森林組合等による損害調査

森林組合等が災害発生地での現地調査を行います。調査結果からお支払いする保険金額を決定します。

④保険金のお支払い

手続きが完了しましたら、森林保険センターより保険金をお支払いいたします。

※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。

災害時にお支払いする保険金

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額 (保険価額が上限)}}{\text{保険価額 (損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

連絡先